

# 平成27年 第8回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成27年8月21日(金)  
午後3時20分～午後4時02分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員  
教育委員長 三宅 義 雅  
委員長職務代理 西 育 代  
委員 田 中 保 和  
委員 山 崎 裕 行  
教 育 長 吉 原 孝
4. 出席した職員  
教 育 部 長 尾 野 晋 一  
教 育 監 蛇 草 真 也  
理事兼公民館長 酒 谷 敬三郎  
次長兼教育総務課長 中 野 佳 彦  
次長兼図書館長 真 野 繕 意  
次長兼文化財課長 藤 田 裕 邦  
次長兼社会教育課長 井 須 浩 嘉  
スポーツ推進課長 一 松 孝 博  
学 務 課 長 松 田 成 史  
指 導 課 長 野 間 浩 一  
こども未来部長 己 波 敬 子  
次長兼子ども育成課長 小 林 由 幸  
事務局教育総務課 寺 川 孝 款
5. 議事案件  
議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について  
議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について  
議案第35号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について  
議案第36号 柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要項の一部改正について
6. 会議録の承認及び会議の要旨  
三宅委員長： 只今より、平成27年 第8回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、西 育代 委員、よろしく願いいたします。それでは、平成27

年 第7回定例教育委員会会議及び第2回と第3回の臨時教育委員会会議の会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、ご意見やお気付きの点がございましたらお願いいたします。

委員全員 : (意見等なし)

三宅委員長 : ご意見等がないようですので、平成27年 第7回定例教育委員会会議及び第2回と第3回の臨時教育委員会会議の会議録を承認することといたします。それでは、本日の議事に入ります。議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

中野次長 : それでは、教育総務課からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についてでございます。この規則の改正につきましては、藤井寺市柏原市学校給食組合規約の一部変更について、8月5日付けで大阪府から許可を受けました。その変更に基づき、同組合内に教育委員会が設置されることとなりますので、大阪府からの指導もあり事務分掌規則を改正するものでございます。今回、本規則の一部改正について、教育委員会にお諮りし、その承認をお願いするものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開き願います。第7条の(事務の分掌)の「学務課」の第11号中で「学校給食」の次に、括弧書きとして、「(藤井寺市柏原市学校給食組合所管に係るものを除く。)」を加えるものでございます。2ページに戻っていただき、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

三宅委員長 : 議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、説明していただきましたけれども、何かご意見やご質問はございますか。

吉原教育長 : 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に直接関係はないけれども、一部事務組合にも教育委員会を設けておかなければならないことが判明して、この機会に見直しておこうということで、先の市議会でも承認されて、手続き中ですがけれども、本来であれば、従前からこの様にあるべきであったことですね。

田中委員 : 組合が設立された時からですね。

吉原教育長 : 組合が設立された時、そういう理解でいいのですね。

中野次長 : 規約については大阪府の協議が済みましたので、組合の方でこれから条例・規則等を定めていかれると思います。それにつきましては教育委員会が設置されるということでございますので、今回この括弧書きの文言を挿入させていただくという形になります。

田中委員 : 具体的にはどう変わるのですか。

中野次長 : 学務課の中に学校給食というものがありますけれども、これについては学校給食全体ということになりますと、少々問題があるのではないかと大阪府の方から指摘がありました。また同時に給食組合に係る分は除くというふうに記載していただいた方がいいのではないかと大阪府の方から指導もございましたので、今回変更させていただくということでございます。

三宅委員長：何かその他、ご質問はございませんか。今回承認が得られれば、公布の日から今日の日付ということになるのですか。

中野次長：公布の日ですから、事務的に整い、掲示した日となります。

三宅委員長：他に何かご意見ご質問はございますか。

委員全員：（意見・質問等なし）

三宅委員長：議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

三宅委員長：それでは議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正については、原案のとおり改正することに決定いたします。続きまして、議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、教育総務課の方から説明をお願いします。

中野次長：続きまして、教育総務課からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正についてでございます。この規程の一部改正につきましては、幼稚園業務の補助執行において、例規担当からの指摘があり、その内容を明確に項目として加える変更でございます。今回、本規程の一部改正について、教育委員会にお諮りし、その承認をお願いするものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、6ページをお開き願います。第2条（補助執行）の第2号に「幼稚園の休園及び廃園に関すること。」を挿入し、改正前の第2号以降を1号ずつ順次繰り下げるものでございます。5ページに戻っていただきまして、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。ご承認よろしく申し上げます。

尾野部長：議案説明について、補足させていただきます。先程、教育総務課長の方からも説明がありましたように、この4月から新たに市長部局に法務課という課ができ、条例・規則等を全て把握していくということです。その中で平成26年3月の段階でできた規程の中で、休園・廃園についての項目がないことによって、わかりにくいということもありました。それと今、公立幼稚園・公立保育所等を含む公共施設の在り方についても検討される中で、今後のためにも明確にしておくべきであるとの判断から、今回この柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を一部改正するものであります。

三宅委員長：今の補足説明も含めまして、何かご意見・ご質問はございますか。

田中委員：休園及び廃園に関することですが、この補助執行という意味と決定という意味の違いはどのように解釈すればよいのですか。

尾野部長：以前の場合ですと、教育委員会内の教育総務課が所管しておりましたが、市の機構、いわゆる所管がかわりました。市長部局のこども未来部が所管することになりますと、教育委員会の所属部局ではございませんので、それを直接執行することはできないから補助執行という形で教育委員会の事務を所管するというので、こういう補助執行の規程が設けられたということです。

田中委員：それでは、決定は今までどおり教育委員会会議でしていくということですね。

尾野部長 : そうです。事務の所管はこども育成課になりますけれども、前回の臨時教育委員会会議でもございましたように、決定は教育委員会会議でしていただくということになります。

山崎委員 : ややこしいですね。

吉原教育長 : 「休園・廃園に関すること」も、あとの各号も全て関することになっているということは、決定するということも含めての「関すること」という意味だと、この第2号の「休園・廃園に関すること」というのも、決定権も含めての規定ですか。

中野次長 : 補助執行です。

吉原教育長 : 権限ではないのですか。

尾野部長 : 補助執行ですから、権限ではなく、例えば、こういうことを行っていきたいという提案をさせていただき、それを教育委員会会議で審議していただいて、決定は当然教育委員会会議でしていくということです。

吉原教育長 : あとの残り9項目についても、決定権は教育委員会会議の中にあるということですか。

尾野部長 : いいえ、この中で休園や廃園に関することと、物品購入ということでは、やはり次元が違います。重要なものについては、所管するところで審議を求め、議決をいただく。また軽易なものについては、一般業務として所管する。今も教育委員会会議と教育委員会事務局も、そういう形で行なっています。色々な所管事項を持っていますけれども、全てを教育委員会会議にお諮りしているわけではない。ただそういう重要性のあるものであるからこそ、教育委員会会議に諮っていただくものとして項目をいれておく。当初は第2条第1号に含まれているとの見解がありましたが、やはりこれはそういうものではなくて明確にしておくべきという法務課の見解を受けまして、改正をさせていただくということでございます。

吉原教育長 : 内容の重要度によって、教育委員会会議にかけるものとかからないものが、この10項目の中にあるということですね。

尾野部長 : そういうことになると思います。

三宅委員長 : 教育委員会規則の中には、幼稚園の統廃合などに対する決定権といいますか、規定がありますから、教育委員会会議の中で決めていくということに当然なってくると思います。

田中委員 : 補助執行の意味ですけれども、例えば第2号以外はほとんど全面的にいつているのか、それとも一部だけですか。

尾野部長 : 補助執行という言葉ですけれども、あくまでも執行すると同等の意味で我々は解釈しています。

田中委員 : そうですね。全体の権限があって、そのうちの一部をお願いしますということですね。

尾野部長 : 要は教育委員会事務について、事務局の中に入っていない部局に対して、その業務をさせるということですから、そういう意味で事務の補助執行という形になってきます。

田中委員：ただ、その考え方からいくと「休園・廃園に関すること」について、規程が変更になると、教育委員会はこの権限を外したみたいに解釈されてしまいます。これ以外が教育委員会の権限になる。

尾野部長：教育委員会、イコール教育委員会会議という場合と、いわゆる教育委員会事務局を示す場合とがあると思います。教育委員会事務局で本来所管する様なものを、改正によってこども未来部に出すということで、それを事務の補助執行という形でしていただく。

吉原教育長：2とそれ以外との区別がよくわからない。休園や廃園に関して、教育委員会会議に提案する権利事務といった文言にするとかはどうですか。

尾野部長：当初案では、提案及び検討が入っていましたが、法務課の方で、これはこの様にまとめて規定した方がよいということです。

吉原教育長：どれを教育委員会会議に上程しないといけないかは、明文化されていないけど、認識しておかないといけないわけですね。この規程を一見したときに、この前に臨時の教育委員会会議でしたことは、我々の権限外になるという誤解をさせていただきます。

尾野部長：本来そうであったと解釈しているものとそうでないものがあるという現実の中で、この規程自体に曖昧な部分が多すぎるのではないかという指摘があったので、敢えて、ここにこの1項目を挿入しました。その内容としては、「幼稚園の休園及び廃園に関する提案」という文言ではという意見もごさいますが、全て網羅するという意味で「関すること」がよいとの法務課の見解です。

吉原教育長：これだけ見たら、もう首長に決定権限が移ったと読めてしまうので、部に行くわけですから、部長決裁で休園と廃園が決まってしまう。

山崎委員：現行の委員だとその様に解釈しているけれど、委員がかわってしまったら、また教育長がかわってしまったら、この条文だけを読んだら全てが移ってしまっているとなります。

尾野部長：その議論もしましたが、法務課の意見としては、これがよいということで、一応、法務課は、今後全ての例規、教育委員会の所管する例規も全てを見ていくという方針になっております。

山崎委員：法務課というのは、今、教育委員や教育部長が言っているのと同じ理解にたって下さっているのですね。

尾野部長：そうです。その上で文言がいいということですね。

吉原教育長：補助執行ですから、常に権限は教育委員会にあるということですね。

尾野部長：教育委員会会議にあるのです。

吉原教育長：教育委員会会議にあるということですね。事務だけを補助しているという。

田中委員：そうではなくて、1と3以降は、補助で全て委任しているわけで、2だけを補助というのはおかしいと思います。

吉原教育長：重要度で言いますと、軽易な部類に属するから常日頃からお任せしますということですね。

三宅委員長：教育総務課等が今までしてきた事務を移管したという形でいいわけですね。

補助執行で事務を移管したという形で考えれば、決定権は最終的には教育委員会会議にあると認識すればいいということで、細々とした日常の事務的なことはこども未来部の方でしていただくということですね。

尾野部長： 通学区域の設定に関すること、これについても単に補助執行だから、それで全て事務を行うかという、それはないと思います。

三宅委員長： 教育委員会会議の方に上程しないとイケない。

吉原教育長： どのようなことでも、重要なことは教育委員会会議に上程する必要があるのと違いますか。物品購入でも非常に高価なものを購入しますとなれば、それは提案して下さいという話だと思います。

三宅委員長： 他に何かご意見はございますか。特に教育委員会会議で決定しなければいけない項目については、こういう表現で書いてはあるけれども、その都度、教育委員会会議の方へ上程していただいて教育委員会会議の中で検討していく。

己波部長： 昨年保育料を変更いたします時に、この補助執行の規程の第1号「幼稚園に係る施策の企画、調整及び推進に関すること」の施策で、こども未来部が教育委員会会議に施策として提案させていただいております。今回もこども未来部の方から教育委員会会議に議案として提案できる権利を与えていただいているのが、この規程であるにご理解いただけたらよいかと思います。

三宅委員長： その他にご意見・ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

三宅委員長： それでは、議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

三宅委員長： それでは議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正については、原案のとおり改正することに決定いたします。続いて議案第35号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について、教育総務課の方から説明をお願いします。

中野次長： 続きまして、教育総務課から説明申し上げます。7ページをお開き願います。

「議案第35号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について」でございます。

柏原市教育委員会表彰審査会規則第2条第2項の規定によりまして委員を選任するものがございます。8ページをお開き願います。

#### 【委嘱予定者について資料により説明】

なお、昨年度からは、校舎長会のご代表の方のみが変更となっておりますのでよろしく願います。また、委嘱期間としまして、初回の開催日から表彰当日の平成27年11月3日までとするものがございます。説明は以上でございます。ご承認よろしく願います。

三宅委員長： 教育総務課から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございますか。昨年度と変更があったのは校舎長会の会長のみですね。

中野次長： そうです。

三宅委員長： 何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員： (意見・質問等なし)

三宅委員長： それでは、議案第35号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

三宅委員長： それでは、議案第35号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することに決定いたします。

中野次長： 後日、審査委員会を開催いたしますが、委員長におかれましては、審査委員会の当日に委嘱状の交付をお願いいたします。

三宅委員長： わかりました。それでは次に議案第36号 柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要項の一部改正について、学務課の方から説明をお願いします。

松田課長： 新旧対照表がわかりやすいと思いますので、14ページをご覧ください。昨年度の第8回定例教育委員会会議で、この要項に9番の部活動という項目を新たに付け加えることにつきまして、ご審議をいただきました。その中で現行の方を見ていただくと、9番の中に「教育委員会が別に定める当該部活動がある学校への通学を希望する場合」と、「別に」というように書いておりました。「別に」の表は、この要項と全く別の所にありました。そこで今回はこの要項の中にいれるというご提案でございます。改正後の方には「教育委員会が別に」の「別に」をとっております。その別の表といたしまして、その次のページ、15ページをご覧ください。改正後の別表3としまして、指定校変更の承諾基準「部活動」という形で、ご覧の様な表を付け加えさせていただきたいと考えております。また表の中では昨年度に比しまして、国分中学校と堅下北中学校のサッカーを来年度から、指定校変更ができる部活動に、新たに追加する方向で考えております。また本日のご審議には関係ないのですが、再来年度には野球部を追加する方向で検討を進めておりますが、どの中学校を拠点校にするかは未定でございます。国分中学校と堅下北中学校をサッカーの拠点校にしておりますので、同じグラウンドを使用する部活動ですので、また今後十分検討を必要としております。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

三宅委員長： 只今、説明をいただきました議案第36号 柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要項の一部改正について、何かご質問等はございますか。

田中委員： この部活動の関係で移動する場合がありますけれども、例えば13ページに書いてある、或いは15ページに書いてある、その表の上に指定校変更の承諾基準で許可区域とありますね。国分中学校の生徒だけが堅下南中学校に通学できるということですね。そうではないのですか。

松田課長： サッカーの部分でですか。

尾野部長： 上の別表2の所です。

田中委員： 別表2が第2条関係と書いてあって、下の「部活動」も第2条関係と書いてあるので、そうなるのではないですか。

吉原教育長： 両方とも第2条関係で、第2条で全て規定されているから書くとすれば、こ

こは別表第1の9に係る分ですね。

田中委員 : この表を並べてみると、特定の学校しか認められない。他の学校はこの規定があっても同じで変更可能とは言っても、結局変更ができる所が少ないと思ってしまいました。国分中学校から堅下南中学校へしか行けない。

吉原教育長 : 許可区域は国分中学校から堅下南中学校ですが、今回の部活動は別になる。

田中委員 : 通学は行っているけれども、部活だけは別になるということですか。

尾野部長 : 許可区域はあくまでも、この指定校と変更可能校です。

三宅委員長 : 部活で見た時に、別の承諾基準があるということですね。

田中委員 : 同じ第2条関係ですから、区別がないとこの様に並べたら、許可される区域はたとえば、国分中学校から堅下南中学校と読めてしまいませんか。

三宅委員長 : そうですね、第2条関係の1とか2とか区別、それが必要かもしれません。

田中委員 : 内容としては、これは全域の中学校から行けるのですね。

吉原教育長 : クラブのない学校からでしたら、変更ができます。

田中委員 : 同じ第2条関係で「許可区域」と上に書いてあってその下に「部活動」というように書くと、これは誤解を招くのではないかと思います。

蛇草教育監 : 12ページの表の1番上に6番目「許可区域」別表2となっておりまして、これは住んでいる所に関係した変更についてです。13ページの別表第2がそれに該当いたします。そして今回は9番目「部活動」の別表第3については、13ページの別表第3が該当いたします。

田中委員 : 第2条関係が並んでいるから、同じように思ってしまうのです。

吉原教育長 : 第2条関係と書いてあるのが、誤解を招く可能性があります。

田中委員 : 同じ第2条関係だから、この区域だけが行けるのかとなります。

蛇草教育監 : 両方とも第2条関係といえれば第2条関係での規定です。

山崎委員 : 別表1の6関係や9関係にするとわかりやすいのですが、少しややこしいですね。別表、別表ですからね。

田中委員 : 第2条関係は削除した方がいい。この表記があるからややこしいのです。

吉原教育長 : そうですね、だから第2条関係は削除した方がいい。

松田課長 : 第2条関係という表記を削除させていただきます。

山崎委員 : 承諾基準に関する規定は第2条しかないですからね。

田中委員 : そうです。全て第2条の規定の中でしていることです。

尾野部長 : 入れるとしたら、別表第1の6関係とかね。そのようにすれば、もう少し丁寧な形になると思います。

田中委員 : そう番号6です。

西委員 : 関連性がわかりますね。

尾野部長 : 第2条は第2条でいいです。決して間違いではないと思います。ただ、誤解を招くということであれば、第2条別表第1の番号6関係と書けば誤解がなくなると思います。

田中委員 : 「別表第2」、「別表第3」はない方がよいと思います。順番に見ていけばわ



かります。

吉原教育長：　そうです、上から見ていけばわかります。

山崎委員　：　別表第1に、また別表がつくのもおかしいですね。

吉原教育長：　本来なら別表1と別表2は違うカテゴリーにしないとイケません。

三宅委員長：　しかし、「別表第2」、「別表第3」を削除してしまうと、別表1のどの内容に該当するのかが不明瞭になるから、先程、教育部長が言われたみたいに別表第1の6とか9という表現にしておく方がわかりやすいかもしれない。

尾野部長　：　明確にしておく方がいいです。

松田課長　：　わかりました。それでは13ページのこの部分ですが、先程、第2条関係、2つの所を削除しましたが、こちらに別表第1の番号9と表記します。

尾野部長　：　番号6関係で、次は番号9関係です。

松田課長　：　それでは同じような形で、上の別表第2のところも別表1の番号6関係という形で修正いたします。

吉原教育長：　まず、それで誤解がない。

松田課長　：　上の別表第1のところの「第2条関係」は、そのまま残させていただきます。

吉原教育長：　堅上中学校がこの一覧表の中に入っていないのは、どうした理由でしたか。

松田課長　：　堅上中学校は下の※印のところに書いておりますけれども、指定校変更の対象となる部活動が現在ありませんので、省かせていただきました。

吉原教育長：　ここに書いてある種目がどれも無い訳ですね。

松田課長　：　この種目はどれもありません。

吉原教育長：　堅上中学校の生徒が陸上競技をしたいと申請があったら、どこでもいけるのですね。

松田課長　：　はい、柏原中学校・国分中学校・玉手中学校の3校の中だと、変更可能です。

吉原教育長：　わかりました。

三宅委員長：　他にご意見・ご質問はございますか。

委員全員　：　（意見・質問等なし）

三宅委員長：　議案第36号 柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要項の一部改正について、原案を一部修正して決定してよろしいですか。

委員全員　：　（異議なし）

三宅委員長：　議案第36号 柏原市立小学校及び中学校に就学すべき者の指定校の変更に関する要項の一部改正について、原案を一部修正して改正することに決定いたします。本日の議事案件は以上でございます。続いて、報告事項などがございますか。

**【各課、報告事項なし】**

三宅委員長：　報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成27年第9回定例教育委員会会議につきましては、平成27年9月25日、午後4時00分からの予定とします。会議終了にあたりまして、西 職務代理よりご挨拶をお願いします。

西 委員　：　以上をもちまして、平成27年第8回定例教育委員会会議を終了します。本

日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年8月21日

柏原市教育委員